○国土交通省令第四十五号

港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第五条第一項、第十二条並びに第三十六条の三第一項、第二項及び第四項の規定に基づき、港則法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年九月一日

国土交通大臣　前原　誠司

港則法施行規則の一部を改正する省令

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項中「総トン数五千トン」を「長さ百五十メートル」に改め、「にあつては、」の下に「総トン数」を加え、「又は東京西航路」を削り、「にあつては」を「にあつては、それぞれ」に改め、同条第五項中「前三項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　長さ三百メートル（油送船にあつては、総トン数五千トン）以上の船舶は、東京西航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

別表第一京浜の部東京区の項中「東京国際空港南端」を「東京西防波堤灯台（北緯三十五度三十五分十秒東経百三十九度四十七分二秒）から百七十度三十分六千四十メートルの地点」に、「東京灯標から百七十六度三十分七千百七十メートル」を「川崎東扇島防波堤東灯台（北緯三十五度二十九分四十一秒東経百三十九度四十六分五十九秒）から八十度三十分四千五百七十メートル」に改める。

別表第二京浜の部東京西航路の項を次のように改める。

東京西航路	第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一　東京西防波堤灯台から三百二十九度六百四十メートルの地点 二　東京西防波堤灯台から百三十三度三十分二千二十メートルの地点 三　東京西防波堤灯台から百二十九度六千三百七十メートルの地点 四　東京西防波堤灯台から三度三十分千二百メートルの地点 五　東京西防波堤灯台から百十三度千七百七十メートルの地点 六　東京西防波堤灯台から百二十三度六千三百八十メートルの地点

別表第四京浜の部東京東航路の項中「総トン数五百トン以上の出航船」を「長さ五十メートル以上の出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）」に、「総トン数五百トン未満」を「長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満」に、「総トン数五百トン以上の入航船」を「長さ五十メートル以上の入航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）」に、「総トン数五千トン」を「長さ百五十メートル」に改め、「油送船にあつては」の下に「、総トン数」を加え、「総トン数五百トン以上の入出航船」を「長さ五十メートル以上の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）」に改め、同部東京西航路の項中「東京灯標信号所（北緯三十五度三十三分五十八秒東経百三十九度四十九分四十一秒）」を「羽田船舶信号所（北緯三十五度三十二分三十秒東経百三十九度四十九分三十一秒）」に、「総トン数五百トン以上の出航船は、運航を停止して待たなければならない」を「長さ百メートル以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、出航することができる」に、「総トン数五百トン未満」を「長さ百メートル未満」に、「総トン数五百トン以上の入航船は、航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならない」を「長さ百メートル以上の入航船は、航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、入航することができる」に「総トン数二万五千トン」を「長さ三百メートル」に、「にあつては千トン」を「にあつては、総トン数五千トン」に、

「

毎六秒に順次に赤色光三閃及び白色光三閃	港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航してはならないこと。
毎三秒に赤色光二閃	大井信号所、十三号地信号所及び晴海信号所は、Xの文字及びIの文字の交互点滅、Xの文字及びOの文字の交互点滅、Xの文字及びFの文字の交互点滅又はXの文字の点滅のいずれかを表示しているので、これらの信号に従うこと。

」を

「

毎六秒に順次に赤色光二閃及び白色光一閃（閃光と閃光との間隔は順次に一秒、二秒及び三秒とする。）	航路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 航路外にある長さ百メートル以上の入出航船は、航路外において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、入出航することができること。 航路外にある長さ百メートル未満の入出航船は、入出航することができること。 信号が、間もなく毎二秒に白色光一閃に変わること。	
毎六秒に赤色光三閃（閃光と閃光との間隔は順次に一秒、二秒及び三秒とする。）	航路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 航路外にある長さ百メートル以上の入出航船は、航路外において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、入出航することができること。 航路外にある長さ百メートル未満の入出航船は、入出航することができること。 信号が、間もなく毎二秒に赤色光一閃に変わること。	
毎六秒に順次に赤色光三閃及び白色光一閃（閃光と閃光との間隔は順次に一秒、二秒及び二秒とする。）	航路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 航路外にある長さ百メートル以上の入出航船は、航路外において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、入出航することができること。 航路外にある長さ百メートル未満の入出航船は、入出航することができること。 信号が、間もなく毎三秒に順次に赤色光一閃及び白色光一閃に変わること。	
毎六秒に順次に赤色光二閃及び白色光二閃（閃光と閃光との間隔は順次に一秒、一秒及び二秒とする。）	航路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 航路外にある長さ百メートル以上の入出航船は、航路外において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、入出航することができること。 航路外にある長さ百メートル未満の入出航船は、入出航することができること。 信号が、間もなく毎六秒に順次に赤色光三閃及び白色光三閃に変わること。	
毎六秒に順次に赤色光三閃及び白色光三閃	港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航してはならないこと。	

」に、

「総トン数五百トン以上の入出航船は、航路外において、航路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならない」を「長さ百メートル以上の入出航船は、航路外において、航路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、入出航することができる」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年十月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の港則法施行規則第二十九条第二項、第三項及び第六項の通報は、これらの規定の例により、この省令の施行前においても行うことができる。